

慶進中学校・高等学校いじめ防止基本方針

令和7年11月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業展開や学校行事、部活動や委員会活動、コース・学年を越えた活動での人間関係づくり等の未然防止の取組や、定期的な個人面談や生活アンケート、教育相談やスクールカウンセラーとの面談実施等による早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。しかしながら、近年、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働や校内でのいじめ対策委員会での組織的な対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年改定）」及び「山口県いじめ防止基本方針（平成29年改定）」を参酌して「慶進中学校・高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。「いじり」と言われる行為についても、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩たたかれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩たたかれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、高い学力、強い志につながる教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか。」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、校長のリーダーシップのもと全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、保護者等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。平素から、警察、学事文書課等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために実施する事項

(1) いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」を置く。

○いじめ対策委員会

委員による会議（年間2回）、事案発生時に必要に応じた委員による会議等

・ 構成

校長、副校長、教頭（AG,中高）、参事、生徒部責任者、コース長、いじめ対策委員（アドバンス・グローバル・中高一貫・中学）、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者
※必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・ 役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
○いじめの相談・通報窓口
○いじめの疑いに係る情報があった時の会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集、記録、共有
○いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有
○関係のある生徒への事実関係の聴取の指示、関係生徒への生徒指導の指示等
○アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、建学の精神「至誠」のもと、「独立自尊」・「至誠一貫」・「敬愛感謝」の校訓を具現化した教育、多様な価値観に触れる教育活動の実践により、「強い志」・「高い学力」・「豊かな人間性」を身につけ、教育活動全体を通して、道德教育を推進する。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識の醸成に向けた取組を進める。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動に取り組む。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とし、令和7年3月通知「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」を踏まえ、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。また、個人面談を積極的に取り入れるとともに、人権尊重の意識を高めているか確認するアンケートを毎学期行う。
- ・ 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ 指導上の配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 教育活動全体を通した取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道德教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動等を活用した体験活動などに重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- ・ インターネット上のいじめに関しては、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせるよう指導する。

(3) いじめ対策委員会による評価・検証・改善

- ・ いじめ対策委員会は、必要に応じ「慶進中学校・高等学校いじめ防止基本方針」が、いじめ防止に対する様々な取組に関し実効的なものになっているか検証、改善を行う。

(4) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ 保護者等と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて幅広い視点で取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

(1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期被害調査、個人面談、保護者面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談の取組等の様々な手段により生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

(2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

(2) いじめへの対応

- ・ いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじめている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーや外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、十分協議の上、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は学校法人の判断で重大事態と認識する。)(法第 28 条)
 - 学校法人が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告する。(法第 31 条)
- ※ 生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに学事文書課に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

4 いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記の状態は、あくまで、一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害生徒共に、日常的に注意深く観察する。

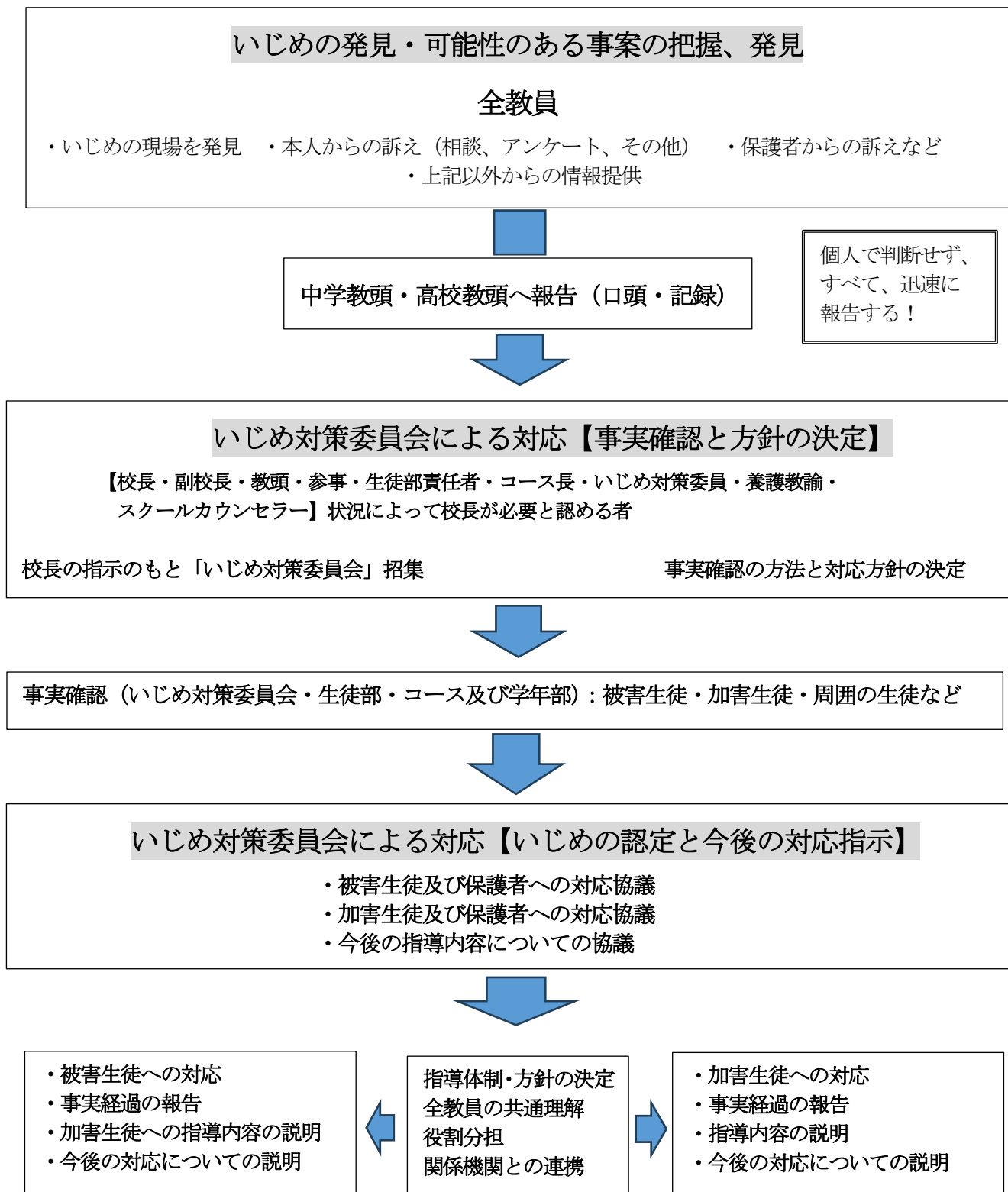
Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、保護者と連携を進めるとともに、地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

IV 早期対応フローチャート

いじめ発生時の対応について



1 本校の相談窓口

慶進中学校・高等学校 （電話）代表 0 8 3 6－3 4－1 1 1 1 生徒部
--

2 関係機関等の相談窓口

○ 24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0－0－7 8 3 1 0
○ 心の健康電話相談	0 8 3－9 0 1－1 5 5 6
○ 思春期ほっとダイヤル（県立総合医療センター）	0 8 3 5－2 4－1 1 4 0
○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0 1 2 0－0 0 7－1 1 0
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0 8 3－9 3 3－0 1 1 0
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	0 8 3－9 8 7－1 2 4 0
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@g.ysn21.jp